

○宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例

平成17年 3 月31日 条例第158号

改正

平成18年 9 月27日 条例第62号

令和 7 年 3 月17日 条例第 8 号

宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積行為について適切な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 土砂等 土地の埋立て、盛土及び堆積の用に供するもの（自ら行う製品の製造又は加工のための原材料を除く。）であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第2条第1項に規定する廃棄物の範囲に属さないすべてのものをいう。

(2) 事業 土砂等により土地の埋立て、盛土及び堆積を行うことをいう。

(3) 事業区域 事業を施行する土地の区域をいう。

(4) 事業主 事業を施行する土地の所有者、管理者又は占有者をいう。

(5) 事業施行者 事業を施行する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この条例は、宇佐市で施行される事業のうち、事業区域の面積（規則で定める施行基準の保安距離確保に伴う面積を含む。）が500平方メートル以上の土地における事業（その事業区域に隣接する土地において、当該事業の施行する日前1年以内に事業が施行され、又は同時に事業を施行しようとする場合にあっては、それら隣接する土地の事業区域の面積を合算して500平方メートル以上となるものを含む。）に適用する。ただし、次に掲げる事業については、この限りでない。

(1) 国若しくは地方公共団体又は規則で定める団体が行う事業

(2) 森林法（昭和26年法律第249号）、農地法（昭和27年法律第229号）、砂利採集法（昭和43年法律第74号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）以外の法令の規定により、許可若しくは認可を受け、又は届出をして行う事業

(3) 災害復旧等やむを得ない事由により、緊急に施行される事業

(4) 事業主が、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち自らの居住の用に供するもののために行う事業

(5) 日常生活又は土地の管理のために行う事業のうち、災害の防止に資する事業及び環境の保全上支障がないと市長が認める事業

(6) 大分県土砂等の堆積行為の規制に関する条例（平成18年大分県条例第41号）第2条第3号に規定する特定事業

（事業主等の責務）

第4条 事業主及び事業施行者（以下「事業主等」という。）は、事業を施行するに当たっては、市民の良好な生活環境を保全するため、万全の措置を講じなければならない。

2 事業主等は、事業の施行に当たり、事業区域の周辺関係者（隣接土地所有者、周辺住民及び水利権者をいう。）に対し、当該事業の理解を得るものとする。

3 事業主等は、事業の施行に係る苦情又は紛争が生じた場合は、責任をもってその解決に当たらなければならない。

4 事業主等は、事業の施行によって道路、河川その他の公共施設等を破損し、又は住民の生活に支障を来したときは、遅滞なく市長に報告するとともに、その指示により復旧しなければならない。

（事業の許可等）

第5条 事業主等は、事業を施行しようとするときは、事業の種類ごとに規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けた事業主等は、当該事業の内容を変更するときは、規則で定めるところにより、変更しようとする日前7日までに、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項に規定する許可をするに当たり、市民の良好な生活環境の保全のため、必要な条件を付することができる。

第6条 削除

（許可基準）

第7条 市長は、第5条第1項又は第2項の許可をするに当たっては、当該事業が規則で定める基準に適合しなければ、許可をしてはならない。

（名義貸しの禁止）

第8条 第5条第1項又は第2項の規定による許可を受けた事業主等は、自己の名義で、他人に事

業を施行させてはならない。

(地位の承継)

第9条 第5条第1項又は第2項の規定による許可を受けた事業主等について、相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が、当該許可を受けた事業主等の地位を承継する。

2 前項の規定により事業主等の地位を承継した者は、承継の日から7日以内に規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(氏名等の変更の届出)

第10条 事業主等は、第5条第1項又は第2項の規定による許可を受けた事業において事業主等の氏名、住所その他規則で定める事項について変更をしたときは、変更のあった日から7日以内に規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(標識の設置)

第11条 事業主等は、事業の施行期間中、事業区域内の容易に視認できる場所に規則で定めるところにより、標識を設置しなければならない。

(事業の完了の届出等)

第12条 事業主等は、第5条第1項又は第2項の規定による許可を受けた事業が完了したときは、完了の日から7日以内に規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

(事業の中止又は廃止の届出等)

第13条 事業主等は、第5条第1項又は第2項の規定による許可を受けた事業を中止し、又は廃止したときは、中止又は廃止の日から7日以内に規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

2 市長は、前条又は前項の規定による届出があったときは、速やかに良好な生活環境が保全できているか確認を行うものとする。

(監督処分)

第14条 市長は、偽りその他不正な手段により第5条第1項若しくは第2項の規定による許可を受けた事業主等又は当該許可を受け、第7条第1項に規定する基準に適合しない事業を施行した事業主等若しくは第5条第3項の規定によって付された条件に違反して事業を施行した事業主等に対して、その許可を取り消し、若しくは当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

2 市長は、第5条第1項又は第2項の規定による許可を受けずに事業を施行した事業主等に対し

て、当該事業の停止を命じ、又は期限を定めて原状回復その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

3 市長は、前条第2項の規定による確認を行ったときは、良好な生活環境の保全を図るため必要な措置をとることを命ずることができる。

(違反事実の公表)

第15条 市長は、事業主等が正当な理由なく前条の規定による命令に違反したときは、当該違反事実を公表することができる。

(代執行)

第16条 市長は、事業主等が前条の規定による公表後も第14条の規定により命ぜられた措置を履行せず、又は正当な理由なくして遅延させているときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に対し、事業の施行状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査等)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に事業主等の事務所若しくは事業所又は事業区域の土地若しくは建物に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第5条第1項又は第2項の規定による許可を受けないで事業を行った者

(2) 第8条の規定に違反した者

(3) 第14条の規定による命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第2項、第10条、第12条又は第13条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届

出をした者

- (2) 第11条に規定する標識を設置しない者
 - (3) 第17条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - (4) 前条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (両罰規定)

第20条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑に処する。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（平成17年宇佐市条例第22号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の条例の附則第2項の規定により許可申請をした事業主等についての、当該申請を許可する旨又は許可しない旨の通知を受けるまでの間の取扱いについては、なお合併前の条例の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。
(宇佐市安心院町地区及び宇佐市院内町地区の適用の特例)
- 5 この条例の施行日に、宇佐市安心院町地区及び宇佐市院内町地区において、現に第3条に規定する適用範囲の事業区域で第2条に規定する事業を施行している事業主等は、この条例の施行の日から起算して30日間は、第5条第1項の規定にかかわらず当該事業を継続することができる。
なお、当該事業主等が当該期間内において第5条第1項の規定に基づく許可の申請をした場合において、当該申請の許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの間も同様とする。

附 則（平成18年9月27日条例第62号）

(施行期日)

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例第5条第1項又は第2項の許可を得て事業を施行している事業主等は、次に定めるところにより、事業を継続することができる。

(1) 改正後の宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例（以下「新条例」という。）第3条第6号の特定事業は、この条例の施行の日から起算して2月間は、従前の例により当該事業を継続することができる。

(2) 前号以外の事業は、当該事業が完了するまで、従前の例により継続することができる。ただし、第5条第2項の規定に基づく許可の申請をした場合は、新条例の規定を適用するものとする。

附 則（令和7年3月17日条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、令和7年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇佐市土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に工事に着手する事業について適用し、施行日前に工事に着手した事業については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。